

令和2年11月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和2年11月27日（金）午前9時30分から午前10時4分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 12名
農業委員7名
会長 1番 山元啓嗣 会長代理 2番 石崎正彦
3番 入木真一 4番 岡元良農夫
5番 加藤正博 6番 郡山信敏
7番 邊木園浩子
農地利用最適化推進委員5名
13番 坂元朋子 14番 酒匂清治 15番 佐藤哲夫
16番 西村正人 17番 真方実喜男

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員 3番 入木真一 4番 岡元良農夫
会議書記 係長 小久保洋平

- 第2 議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。
- 議案第44号 農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。
- 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村洋二 係長 小久保洋平

6. 会議の概要

(小久保係長) 皆さん、おはようございます。時間になりましたので、只今より総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。今月の定例総会案件は、お手元に配布の議案書のとおり、議案第43号から議案第46号までの議案20件です。ご審議方よろしくお願い致します。12月の定例総会は25日（金）です。議案審議、及び転用議案に係る現地調査は、18日（金）にお願いする予定です。12月の4条・5条に係る調査委員会は、第1調査委員会です。どうぞよろしく申し上げます。会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員7名中5名であります。高

原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、11月の定例総会を開催致します。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) それではこれより議事に入ります。まず日程第1、本日の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名致します。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長) それでは議事録署名委員に、3番入木委員と4番岡元委員を指名致します。尚、本日の書記は事務局の小久保係長にお願い致します。

(議長) 次に、日程第2、議案審議に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による申請件数は4件です。ご説明致します。第1項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、田1筆、620㎡、親族間による贈与でございます。調査委員は入木委員です。第2項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、畑1筆、1,165㎡、売買価格は10万円です。調査委員は入木委員です。第3項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で、田4筆、計5,188㎡、売買価格は75万円です。調査委員は酒匂委員です。第4項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏による売買で田1筆、1,669㎡、売買価格は22万円です。調査委員は酒匂委員です。以上、受付審査の結果、譲受人の効率利用要件、常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上です。

(議長) 本件につきましては、地元委員に現地調査を付託しておりますので、その報告を求めます。第1項及び第2項については、入木委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願いします。

(入木委員) はい。7番入木が報告します。第43号第1項の現地調査を11月26日9時から行いました。譲渡人に電話をし、譲受人宅に訪問して双方に確認を行いました。申請地は議案書の7ページの航空写真をご覧ください。場所は後川内にある飼料基地の前を通過して下って行った田んぼの一体の右側にある田んぼです。農地の現状は稲刈りが終わったままの状態でした。〇〇〇〇さんは今年も作ったみたいで、収穫が終わっている状態でした。トラクターや管理機等を所有されておりました。農作業は家族3名で経営され、従事日数も満たされております。地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題はないと判断致しました。続きまして、第2項の現地調査を同じく11月26日10時から行いました。譲渡人に電話、譲受人宅に訪問し双方の確認を行いました。申請地は議案書の8ページをご覧ください。場所は霞神社の階段で上がる方のすぐ横にある農地の1筆です。畑の現状は耕作されている状況です。譲受人は農業機械として、トラクター、ロールベアラー等の沢山の機械を所有されておりました。農作業は家族3名で経営され、従事日数も満たされております。地域の集落営農や地域経営体の出席等の取組にも連

携を取っており、地域の話し合い活動に積極的に参加して協力するなど特に問題無いと判断致しました。以上です。

(議長) ありがとうございます。それでは第3項及び第4項については、酒匂委員に調査をお願いしておりますので、調査内容の報告をお願い致します。

(酒匂委員) はい。(はい、酒匂委員) 14番酒匂が報告致します。3項、4項続けて報告申し上げます。43号第3項の現地調査を11月16日月曜日に実施しております。13時から譲渡人と譲受人の自宅を訪問して双方を確認を行いました。申請地は議案書の9ページをお開き下さい。場所は広原、鷹巣中尾の農地、田4筆で、全て耕作してあります。農免道路を小林方面に向かいまして、広原駅手前300mの左手に位置するところがあります。譲受人は農業用機械としてトラクター、コンバイン等諸々の機械を所有されており、農作業は家族2名で経営され、従事日数も満たしております。地域経営体への集積等の取組にも連携を取っておられ、地域の話し合い活動等にも参加し協力するなど、特に問題無いと判断致しました。続きまして、第4項の現地調査を同じく16日の14時から譲渡人、譲受人の自宅を訪問して双方の確認を行いました。申請地は議案書の10ページをお開きください。同じく先程の3項の農地と一緒になんですが、3項の土地に囲まれたところの田1筆で、これも耕作されておりました。譲受人は先程の方で説明をしました同じ〇〇〇〇氏で、特に問題無いとこれも判断しております。以上です。

(議長) ありがとうございます。それでは意見を伺いたいと思います。何かご意見はありませんか。

(議長) 無いようでしたらこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第43号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第1項から第4項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第43号第1項から第4項については、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第44号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」を議題とし、事務局長に議案の説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案第44号については、議案書の12ページをご覧ください。第1項、借受人〇〇〇〇氏と貸渡人〇〇〇〇氏による親子間の使用貸借です。田2筆、畑1筆、計4,257㎡です。使用貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間です。以上、受付審査の結果、許可要件のすべてを満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

(議長) 議案第44号第1項につきましては、農地利用最適化推進委員の辞職により、現在担当委員が不在ですので、事務局の方からの説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 11月11日水曜日に許可申請提出時に調査を行いました。本申請は、親子間の使用貸借で再設定の案件です。申請地は議案書の13ページの航空写真に示した農地3筆となります。申請者は農業用機械として、トラクターを1台、軽トラックを1台所有し、世帯員2名で年間180日程度農作業に従事し

ています。地域の農業者とも連携を取っており、農地法に規定する要件すべてを満たしていることから問題無いと判断致しました。以上でございます。

(議長) 報告が終わりましたのでこれより審議に入りたいと思います。ご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。それではこれを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第44号「農地法第3条の規定による賃貸借権及び使用貸借権設定の許可について意見を求める。」の第1項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第44号第1項については、申請どおり許可することに決定致しました。

(議長) 次に、議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は15ページをご覧ください。今回の申請件数は7件です。ご説明致します。第1項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、畑1筆、計5, 530㎡で対価総額50万円です。岡元委員、佐藤委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、計4, 476㎡、売買価格は130万円です。山元会長、大迫委員のあっせんを受けております。第3項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑5筆、計4, 886㎡で対価総額67万1, 000円です。入木委員、西村委員のあっせんを受けております。第4項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑4筆、計7, 433㎡で対価総額112万9, 000円です。入木委員、西村委員のあっせんを受けております。第5項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、畑1筆、1, 062㎡で対価総額15万円です。入木委員、西村委員のあっせんを受けております。第6項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、畑1筆、計4, 294㎡で対価総額100万円です。山元会長、真方委員のあっせんを受けております。第7項、譲受人〇〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、3, 185㎡で対価総額20万円です。以上については、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、これより、審議に入ります。ご意見はございませんか。

(真方委員) すみません。(はい、真方委員) 17番真方です。全体的にみて農地の価格がえらい安いなあというふうな印象を受けるのですが、事務局の方ではどのように考えているのですか。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) お答え致します。この農地の価格につきましてはあっせん委員さんに間に入っていて、売り手と買い手の方々の協議の中で決まっております。今回の案件につきましては、一部圃場整備をしている所もございしますが、圃場整備をしてないということや、農地を売却してもう離農します、農業を

辞めますという様な事でごさいますて地元の認定農家の方に買っていただくと、そういう意味合いも強いかなという事でごさいます。一番問題なのは今後ちゃんと農地を守って作っていただくということだろうと考えておりますし、価格についても双方ちゃんと同意を、了解をされておりますので問題ないのかなというふうに考えております。以上でごさいます。

(議長) よろしいですか。

(真方委員) はい。

(議長) 他にございませんか。

(議長) それではこれを以て、審議を終わります。これより採決致します。議案第45号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める」の第1項から第7項に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第45号の第1項から第7項は、申請どおり許可することに決定を致しました。

(議長) 次に、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」を議題と致します。事務局長に説明をお願い致します。

(事務局長) 議長、事務局長。(はい、事務局長) 議案書は28ページをご覧ください。今回の申請件数は、8件です。第1項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、5,373㎡、賃借料は年総額玄米10俵の現物払い、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定です。第2項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で、田1筆、1,674㎡、賃借料は年総額1万9千円です。賃貸借期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間の再設定です。第3項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田1筆、1,906㎡の賃借料は年総額22,800円で賃貸借期間は令和3年3月1日から令和8年2月28日までの5年間の再設定です。第4項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田1筆、3,790㎡の賃借料は、整理番号5と合計して年総額7万円で、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定で、相続人の過半同意を得ています。第5項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で田2筆、畑2筆、計7,467㎡の賃貸借で賃借料は整理番号4と合わせて年総額7万円で、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定です。第6項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇氏の申請案件で畑2筆、計4,395㎡の使用貸借で使用貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定です。第7項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇〇氏の申請案件で田2筆、計3,968㎡の親子間の使用貸借で使用貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの10年間の再設定です。第8項、借受人〇〇〇〇氏、貸渡人〇〇〇〇〇氏の申請案件で田3筆、計2,612㎡の賃貸借で賃借料は年総額2万円、賃貸借期間は令和3年1月1日から令和12年12月31日までの1

0年間の新規設定です。以上、説明致しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第46号第1項から第8項までの審議に入ります。ご意見はありませんか。

(議長) よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それでは無いようですので、これを以て審議を終わります。これより採決致します。議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」第1項から第8項までについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の利用権設定について意見を求める。」の第1項から第8項までについては、承認をされました。以上でございます。

(会長代理) 以上で、本日提案致しました議案の審議は、全て終了致しました。これをもちまして、11月の農業委員会定例総会を閉会致します。

(小久保係長) ご起立をお願い致します。「一同礼」。お疲れ様でした。お座り下さい。